

2022年度第4回伊賀市人権政策審議会 議事概要

1. 開催日時 2022（令和4）年10月18日（火）午後2時～午後3時30分
2. 開催場所 伊賀市役所本庁 2階 202・203会議室
3. 出席者
委員15人

事務局6人

人権生活環境部長、人権生活環境部次長、人権政策課長、
人権政策課職員2人

事務局：

只今から2022年度第4回伊賀市人権政策審議会を開催します。

審議会の議事に入るまで進行を務めます、よろしくお願いします。

審議会は、「伊賀市情報公開条例」第23条の規定により公開します。また、公開の方法は「審議会等の会議の公開に関する要綱」第8条の規定により、審議会の会議録作成が定められており、録音します、また、本日の会議の記録作成にあたり、委員の名前は公表せず発言内容を公開しますので、ご了承をお願いします。発言に際してはマイクを通してご発言ください。

なお、「伊賀市人権政策審議会条例」第6条第2項の規定により、過半数の委員の出席が必要ですが、本日は総委員18名中14名の出席のため、本審議会は成立していることを報告します。

なお、本日の会議に際して、委員から欠席の連絡を受けています。

また、先ほど説明を行いました条例等において、事前に告知等を行い、本日お2人の傍聴がありますので報告します。

初めに、伊賀市人権政策審議会会長からご挨拶をいただきます。

会長：

会長挨拶

事務局：

ありがとうございました。

続きまして、市行政を代表して、人権生活環境部長から挨拶をします。

事務局：

部長挨拶

事務局：

本日の会議資料を確認します。

事項書を1枚、資料1「第1章 計画の基本的な考え方」、資料2「第2章 人権に関する市民意識の現状と課題」、資料3「第3章 人権施策の展開方向」です。

これより議事に移ります。

「伊賀市人権政策審議会条例」第6条第1項の規定により、会長が議長と規定していますので、会長に議事進行をお願いします。

会長：

事項書に基づいて議事を進めます。

事項1「第4次伊賀市人権施策総合計画中間案の審議について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局：

前回の第3回人権政策審議会で、委員の皆様からご意見・ご指摘等いただき、その内容も踏まえ、第1章の「計画の基本的な考え方」、第2章の「人権に関する市民意識の現状と課題」について、所要の修正を行いました。

また、第3章の「人権施策の展開方向」は、庁内全所属に対して、本文内容等の確認と第4次計画の期間に実施する予定の事業の目的と内容の報告を依頼しました。報告があった事業や具体的な取り組み内容等について取りまとめを行いました。

本日は、これまで委員の皆様からいただいたご意見等、さらには庁内各所属から報告のあった計画期間中の予定事業の内容に基づき、第1章から第3章までの全体を取りまとめ作成した「第4次計画の中間案」について、委員の皆様からご意見等をいただきたいです。よろしくお願いします。

第1章、第2章の内容は前回の審議会で説明し、委員の皆様からご意見などを頂戴しましたので、本日は、第3章の内容を中心にご審議をお願いします。

第3次計画の内容からの表記や表現の修正等を加えた中で、事務局として特に委員の皆様からのご意見などを頂戴して確認していく必要があると考える項目について挙げます。

まず、同和問題・同和地区の表記についてです。

現在、同和課において策定を進めている同和施策推進計画は、2016年

12月16日に公布・施行された部落差別の解消の推進に関する法律に基づき、その名称を「同和施策」から「部落差別解消（同和施策）」と表記を変更することを検討するように市長からの提案を受けて、名称の変更とともにその内容も整合を図ります。

資料の1、第1章の2ページの下の部分について、この名称の変更について、注釈を加えています、担当から説明します。

事務局：

部落差別（同和問題）の表記ですが、注釈に書きました。

この本文は現在同和課で策定を進めている伊賀市部落差別解消（同和施策推進計画）の第1章7ページに同和問題の基本認識という記載があり、ここに新たに今回加える一文から参照し、記載しました。

読み上げます、同和問題は、現在では部落差別と同義とされています。法務省、文部科学省の「人権教育・啓発白書」（令和3年版）では、「部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたり等している、我が国固有の人権問題である」と定義されています。と、書かれています。

そのことから、人権施策総合計画では、この白書に定義されている内容に基づき、この「部落差別（同和問題）」や「被差別部落（同和地区）」と記載すると、注釈によって説明したいと考えます。

この呼称の問題について、皆様のご意見を頂戴したいと考えます。よろしく申し上げます。

会長：

一つは、第4次の伊賀市の部落差別解消推進計画の改定が進んでおり、その審議の中で、呼称の変更を議論されて、その方向で進められようとしているということですね。

もう一つは、その前提になっているのが、部落差別解消推進法という法律が、2016年に施行されているという状況を踏まえて、言葉の使い方を変えようということですが、特にこの点についてはよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは名称の変更の手続きを進めていただけるように申し上げます。事務局どうぞ。

事務局：

はい、続きまして、資料3をご覧いただきたいと思います。

第3章の具体的な人権施策の確認ですが、人権施策の展開方向として、それが第3次の人権施策総合計画から削除しているもの、また追加としているもの、変更または修正しているものという形で、特に委員の皆様からご意見をいただきたいものを提案します。

まず、施策を削除しているものについて説明します。

【資料3】の67ページを開いてください。

施策項目1「市職員に対する人権教育の推進」の⑥「福祉職員現任訓練」です。

表の右側の列、上から3番目の箇所です。これまで新たに福祉事務所の現業活動に携わる市職員に対して、人権尊重の視点に立ったケースワークを行うよう、研修内容に人権研修を入れて実施するとありましたが、今回福祉事務所からはケースワークの研修に人権の視点を加えた研修は実施しているものの、人権に特化した研修は実施していないという理由によって、具体的な取り組みの報告はありませんでした。現在削除の方向で記載していますので、再度担当部署と協議を実施しました。

そうしたところ、人権に特化した研修は実施していないものの、幅広い研修内容の中には人権の視点での内容があるということから、第4次計画の期間においても人権施策として継続するという方向で今協議を進めています。

この件に関して、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

会長：

はい、いかがでしょうか。この点についても特によろしいですか。

はい、ありがとうございました。それでは事務局の提案通り取り扱うこととします。それでは続いてお願いします。

事務局：

はい、では続いて80ページをご覧ください。

はい、施策項目3「人権擁護の推進」の①です。「NPO団体等との連携」について、赤字表記している箇所ですが、DVや児童虐待などの発生防止や被害者の保護等を適切に行えるよう、NPOや人権団体との連携を強化するとありましたが、今回具体的な取り組みの報告はありませんでした。

削除した理由を担当部署と協議したところ、この①の事業は、児童虐待発生時の対応ではなく未然防止としての取り組みであるということですが、これまでも②の関係機関、福祉・医療施設等との連携において実施している事

業であるため、今回①と②を統合するという形としておりますが、施策としては継続をしていくという回答が得られています。

この件に関して皆様方のご意見を頂戴したいと思います。

会長：

はい、今、ここもその関係機関の中に、NPOや、団体等も含まれるという理解で、決して取り組みがなくなるということではないということですので、よろしいでしょうか。はい。

では、特にご意見ございませんので事務局提案通り取り扱うこととしたいと思います。

それでは続きましてお願いします。

事務局：

はい、では続いて、施策の追加を行ったものについて説明します。

同じく【資料3】の63ページをご覧いただきたいと思います。

はい、施策項目の3「家庭地域社会における人権教育の推進」の1「教育講座の開催」について、表の右側の列で言いますと上から4段目の下の方ですが、担当部署の方から、健全なスポーツ活動に取り組む上で、アスリートや指導者に対する人権侵害、また暴力やハラスメント等を防止する教育・研修は不可欠であり、スポーツ活動における人権教育に取り組むため、研修会を開催するという人権政策の報告をいただきましたので、具体的な取り組みに加えました。

この取り組みの内容について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っています。

会長：

はい、オリンピック等を通じて、競技における指導者や選手の人権意識の問題については非常に重要な問題になってきています。

併せて学校におけるクラブ活動などが外出しされていく中で、アスリート自身もしっかりと人権を理解していることが、被害者にならない、加害者にならないという意味で大事ですし、指導する側の方々も、しっかりと人権というものを理解した上で、指導していくことが大事になるということで、その際にしっかりと人権の研修を進めていこうという新たな伊賀市としての取り組みですので、いかがでしょうか。この点についてもご意見ございましたら、お聞かせを。

委員：

ちょっとよろしい。

会長：

はい、どうぞ。

委員：

今、言われたように、クラブチームなんかについて学校では結構そういうハラスメントとか、色んな部分は出来ていることは十分に承知しています。けれども学校以外の各スポーツのクラブチームにおいて、ここ2・3年を見ると、クラブチームの中での各人権に関わる言葉とか、指導者側に問題があることが起きている中で、行政の方々、また教育委員会の方々にご指導もいただきながら、クラブチームを学校と同じように指導していただかないことには、子どもたちにしっかりした人権が身につかない。と同時にパワハラやセクハラというハラスメントに関わってくるので、そこらのことも十二分にふまえた上でお願い出来たらっていうことをせんだってお願いしましたが、中々そこまでは伝わっていないような気がするので、そこらの部分もご検討いただいたら非常にありがたいと思います。

会長：

はい、ありがとうございます。

委員が仰る方向で新しい取り組みが追加されるということだと思しますので、問題はどうかこれをね、書いたことを具体的に進めていくのかということが重要になってくると思います。

特に事務局から付け加えることございましたら、よろしいですか。

では部長どうぞ。

事務局：

ご指摘の件について2・3年前からご指摘いただいております。そのことも含めて、各スポーツ少年団体の指導者並びに、子どもたちも含めてこういう事例がまだまだ発生していると、一人ひとり気をつけていこうという啓発は、年に1回ぐらいさせていただいている状況です。

今後は、スポーツ団体の関係部署も含めて連携した取り組みを進めるように、今言われたように、具体化していく形で取り組みを進めていくように考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長：

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局提案の通り進めていただくということでよろしくお願います。続きまして。

事務局：

はい、続いて113ページを開いてください。

施策分野4の(8)です。「インターネットによる人権侵害」についてです。プロバイダ責任制限法が2021年に改正されたことを受けて、インターネットによる人権侵害についての記述を修正しています。

詳細は担当から説明します。

事務局：

プロバイダ責任制限法ですが、これは2001年に成立をした法律で、インターネット上で流れている情報により権利侵害があった場合に、プロバイダの損害賠償責任の制限と発信者情報の開示を請求する権利を定めた法律です。つまり、インターネット上での人権侵害について書いた本人に責任があるため、その書き込みを行った者を特定することができるという権利を定めたものです。

しかし、現在スマートフォンなどあらゆる機材によって、インターネットに接続され、また、SNSや動画共有サイトなど新たなサービスが登場したことなど、社会情勢の変化によって、この情報の流通経路が複雑化し、被害者の救済が難しくなったことを受けて、2021年に発信者情報の開示に係る訴訟手続きが一本化されるという改正が行われたものです。

これを受けて、この114ページの本文を修正しました。

8行目をご覧いただきたいと思います。

人権相談ですが、インターネットを通じた人権侵害に対応した相談窓口の周知を進めると記載しました。この部分は現状実施している人権相談では、すでにインターネット上での人権侵害に対応しています。しかし、インターネットに特化した人権相談という形で周知をすることによって、これまで市の人権部局が拾い上げて来られなかった相談を拾い上げていくことを目的に記載を加えるものです。

ついで、救済の制度ですが、インターネット上での差別被害の救済について検討を進めると記載しました。この救済制度は、発信者情報の開示に係る訴訟手続きについて支援の制度が必要と考えておりますが、現状においては即応的な対応が困難であり、この第4次計画の5ヵ年の期間内において、施

策の検討を行うこととしたいと考えます。

現状のこの法律への対応についてご意見をいただきたいと思います。

会長：

はい、ありがとうございます。

プロレスラーの木村花さんが自死した事件をきっかけに法律が改正されて、いったい誰がこんな書き込みを、ひどい書き込みをしたんだということを、今まで3回ぐらいの手続きを経ないと開示できなかった投稿者の個人情報も2回にしたということですが、裁判に訴えないといかんということで、被害者が原告になって、お金をかけて弁護士を雇って自らを公開して、裁判をしていかなあかんということで、中々簡単ではないわけですが、改正された法律が10月1日から施行されているという状況であり、しっかりとこういうところに書き込んで、そういう被害があった場合しっかりと相談を見つけていこうと、キャッチしていこうということと、じゃあ、どこまで伊賀市の相談というものが県の新しい条例に基づく相談ともリンクしながら、被害を最小限に抑えたり、救済したりするということができるのかが今後大事になってきます。その辺は検討するという表現になってはいますが、市としては一歩突っ込んで頑張っていこうと、新しい県の条例とも連携をしながら頑張っていこうという決意だと思います。この点いかがでしょうか。

もし、ご質問とご意見等ございましたら、よろしいですか。

はい、それでは事務局提案のとおり、これ非常に積極的な大事な取り組みに今後なってくると思うので、頑張っけて取り組んでいってほしいと思います。

続きまして、事務局お願いします。

事務局：

続きまして、116ページをご覧ください。

施策分野4の(9)「疾病と人権」ですが、これまでもハンセン病やHIVなどの感染症に対する偏見によって、差別や人権侵害が引き起こされてきたという現実があります。

そして、今般の新型コロナウイルス感染症の発生・拡大においても、感染から自らを守ろうとする行動によって、差別や人権侵害が引き起こされてきました。また、本年4月に国内での感染が確認された「サル痘」についても感染経路などが報道された結果、性的マイノリティに対する差別がインターネット上で見られたことから、この第4次計画では、これまで「さまざまな人権課題」として取り扱ってきた疾病や感染症に関わる課題を、新たに一つの人権課題として特出しました。

また、具体的な取り組みとして、118ページに赤字記載していますが、新型コロナウイルスの正しい知識の普及、啓発活動を行うとしています。この感染症をはじめ「疾病と人権」は、人権部門と福祉部門の連携をとりながら、施策や事業を進めていきたいと考えています。

現状でのこの施策についてのご意見をいただきたいと思います。
よろしく申し上げます。

会長：

はい、また旅館業法が改正される動きがあり、2003年にも、ハンセン病の元回復者がホテルを予約して宿泊するという段取りをしたんですが、ハンセン病の元患者と分かったことで、ホテルが宿泊を拒否した事件がありました。大きな問題になって裁判になりましたが、最終ハンセン病元患者であることを理由に宿泊を拒否したことが、被害者は差別だと言うわけですが、その差別を裁く法律がないことによって、結局持ち込まれたのが旅館業法違反でした。

いわゆる、正当な目的なく宿泊を拒否したことが問題になって、訴えたのは法務局と熊本県知事ですが、そういう結論になりました。今回コロナの問題があったので、この旅館業法にホテル側が宿泊拒否できる理由に感染症の問題を入れようという考え方らしいですが、ハンセン病の元患者たちで作っている団体や、日本弁護士連合会も含めて、非常に反発しています。

いわゆる、要するに雇っていない証明がなかったら、泊ませへんっていうことが可能になってくるわけですね。そうすると、ワクチン打ってる人と打ってない人での差が出たり、いろんなところでまた新しい感染症に基づく、その差別というものが起きるんじゃないかっていう心配もされ、今、開会中の国会等でどんな議論になっていくのか。また、来年の通常国会でどんな形になっていくのかということはあるわけですが、やはりその感染症という問題がこの差別や偏見を作ってきたという歴史がね、ハンセン病の問題にしろ、HIVの問題にしろ、また今回のコロナの問題にしろあるわけで、同じ過ちを繰り返さないというためにも、ここに追加した項目っていうのも、非常に重要な意味を持ってくるのではないかなと思います。

ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

この点についても非常に重要な問題なので、事務局の提案通り取り扱うということをお願いします。

それでは続いて。

事務局：

続きまして、施策の修正を行ったものについて説明します。

資料3の107ページです。

施策項目4の「高齢者の人権侵害の防止と救済」の①「施設等における身体拘束防止の促進」について、表の最下段、赤字表記をしているところです。これまで介護保険施設等において利用者である高齢者が身体拘束を受けることのないように、事業者や従事者に対する啓発を進めるとともに、県との連携のもとに、身体拘束防止に向けた取り組みを進めるとありました。

高齢者の身体拘束の防止は、介護保険制度開始時から利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、原則禁止されています。また、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」では、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と位置づけられています。

今回、人権施策として担当の部署から事業は休止中で、今後介護相談員の派遣について検討を行うとの報告がありました。

この報告を受け、これまで行ってきた施策を休止している理由について、担当部署に聴き取りを行ったところ、身体拘束を含め高齢者虐待の防止に関して、介護事業所への啓発は引き続き必要性があるということから、人権政策として第4次計画においても継続して実施していくとの回答を得ています。

この施策について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

会長：

はい、高齢者の人権にとって大事な問題ですが、これ107ページのところに赤いところで線が引かれているのは、削除するって意味ですか、今の説明だと、継続して実施するのであれば線をひかないということですね。

事務局：

はい、今回は修正の時間がなかったものですから。

会長：

わかりました。

今の回答が正しくて、その回答がこちらにきちっと反映されていないところが若干あると、こういう意味ですね。

事務局：

はい、資料とちょっとずれがありますが。

会長：

107ページの4の①の事業概要のところの消されている5行については消さない。引き続き実施をすると。重要なことなので。ということでありますので、訂正をお願いしておきたいと思います。

なかなか現場では非常に難しい問題ですが、国の考え方、国から通知等を出されていますが、課長から説明があったように、原則禁止。虐待に当たるということですので、それをどうご家族や現場の中に、しっかりと説明をしていくのかということですので、これなかなか難しい課題であるということにはわかっていますが、だからといって認めるということにはなりませんので、はい、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいですか。この点についても、はい、では事務局の方で提案通り取り扱うことといたします。

それでは続きます。

事務局：

続きます。施策について現在担当部署と調整中の事業につきましてご説明します。

81ページです。

施策項目6「防災防犯対策の推進」の②「自主防災組織の活動促進」について、表の赤字表記の部分ですが、これまで自主防災活動補助金の活用について啓発を進めるとありましたが、今回、事業としての報告はありませんでした。

これを受け、これまで行っていた施策を削除した理由について、担当部署と調整をしたところ、防災危機管理の施策については人権の視点は入っているものの、人権の施策として実施するものはないという回答でしたが、高齢者や障がいのある人、あるいは外国人など避難弱者の支援の必要性があることから、現在、防災危機管理局において再検討をしているところです。

現状そういうところですが、皆様のご意見を頂戴したいと思います。

会長：

これ調整中ってことで、今説明があった考え方で現課とやりとりをしていると、国の基本法も改正されて、モデル的とは聞いているんですが、災害の際に困難を要する人たちの災害避難経路をしっかりと個別に作っていくというような事業も、国は実施していると聞いていますし、一部の自治体なん

かでは、国のそういった補助事業みたいなものを使って、防災拠点に登録したその施設を中心に、その避難に当たって困難を抱える人たちの避難ルートっていうんですかね、避難計画みたいなやつを作っていくというようなことを実施している自治体も増えてきていると聞いているので、ぜひ避難計画から差別や人権という視点が置いていかれないように、しっかりと。例えば、聴覚障がい者の場合にどんなふうにとかね、視覚障がい者の場合にどんなふうにとか、言葉が分からない外国籍の人にどんなふうにとかというようなことが、具体的には問題になってくるだろうと思うのでね、よろしく願いしたいと思います。

はい、続いて。

事務局：

続きまして子ども基本法の施行に伴う本文への記載です。【資料3】の94ページです。

本文の詳細につきまして、担当から説明します。

事務局：

子ども基本法については94ページの、11行目の中ほどから記載しました。本年6月15日に可決・成立した子ども基本法は、「児童の権利に関する条約」通称子どもの権利条約と言いますが、この精神に則り、子ども施策を総合的に推進することが求められています。

この子どもの権利条約の4つの基本原則である「差別の禁止」それから「子どもの最善の利益」「生命・生存・発達の権利」「子どもの意見の尊重」が、法律の理念として位置づけられています。特に子どもに関連する全ての施策において、当事者である子どもの意見を反映させるために、必要な措置を講じなければならないとされ、「子どもの意見表明権」を重く受け止める必要が生じています。

これを受けて、本文の17行目に「子どもに関連する施策に関し、子どもの意見を表明する権利を尊重し、子供の意見を反映させることにより」と、記載しました。

また、来年4月1日に法律が施行されることを受けて、具体的な施策への落とし込みは今後の課題となると想定されています。現状において教育委員会の方に確認した部分では、これまで実施をしてきた教育施策については、子どもの権利条約に則り、子どもの意見を聞くためのアンケートを実施するなど、取り組みを進めてきたこともあり、この法律施行後でも、その条約の趣旨に則り、取り組みを進めていくと回答をいただいています。

福祉部局については、現在調整を進めているところです。

現状においては、今のような状況ですけれども、施策について委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：

はい、ありがとうございます。

この辺も非常に重要な法制度の改正でして、こども基本法だけではなくて児童福祉法も、これ合わせて改正されているわけですね。

要するに子どもの意見を聞くっていうことは一体どういうことなのかっていうね、子どもの意見の聞き方というのがあるというんですよね。これは、アドボケイトと呼ばれて、その子どもの意見を聞いて、その子どもの困りごとを支援するという、こういう支援員の養成もですね、全国的なNPOが立ち上がって進められていっているという、こども基本法が出来て、児童福祉法が改正され、その法律の中に、子どもの意見を聞かんとあかんという条文が入ったわけですね。そうするといろんなところで変わってくるんですね。

子どもが大事なときに里親にとかね、施設にとかいうようなときに子どもが、本当にそれを望んでいるのかどうかっていうことを、どう聞き取って、どう子どもの意見を反映させるのかということが、法的に求められるようになり、地方公共団体においても、事業を実施しなければ、事業の実施に努めなければならないってような規定が新たに設けられたとも聞いていますし、じゃあ具体的にどう子供の意見をどんな場面で誰が聞いていくのかを伊賀市において、体系が出て、既存の相談との関係はどうなっていくのか。学校におけるそのいじめの相談との関係はどうなっていくのかとか。いろんな部分で、この法改正に伴う子どもの意見表明権が問題になってくると思うので、ぜひ、しっかりと現課と議論をしていただいて、伊賀市としての基本的な考え方と具体的な進め方を、きちっと整理しておく必要があるような気がしますね。

はい、ちなみに部落解放・人権研究所が毎月出しているヒューマンライツという雑誌で、この問題を一番新しい号で、先月の号かな、特集をしていますので、また、関心ある方いらっしゃったら、ご覧になってください。

はい、この点についてよろしいでしょうか。はい、事務局の提案のとおり進めていきたいと思えます。

それでは続きます。

事務局：

続きます、110ページです。

施策分野4の(6)「外国人」の施策項目の2「社会生活の支援」の④「誰もが住みよいまちづくりの推進」です。赤字表記している下から右欄でいきますと5段目下から5段目という形になります。

これまで外国人の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となるように、また、地域生活への生活の利便性の向上を図るために、公共施設をはじめ道路、交通機関などの標識等の整備を推進するとありましたが、今回人権施策としての報告はありませんでした。

まず、この報告を受けまして、これまで行ってきた事業を削除した理由につきまして、現在担当部署と調整を進めているところです。

この施策に関しまして、皆様からのご意見をいただきたいと思っております。

会長：

はい、ありがとうございます。

特にその外国人の日常生活、社会生活を営む上でどんな問題が起こっているのか、ということをしっかりつかんで、課題の解決に取り組んでいくということが、ここで言うその、「誰もが住みよいまちづくりの推進」ということになってくるわけですが、どっちかと言うとこれ、後段の方はハードの事を言ってるんですか。ソフトというよりもハードなこと。

事務局：

ハードの面をとっています。

会長：

そうすると、ここに書いてあるその道路標識で、その多言語で道路標識を作るとか、市役所からの情報提供もその多言語でやっていこうとかそちらの方なんです。はい、わかりました。

はい、どうぞ。

事務局：

すいません、今言われたとおり、後ろの方についてはハードです。しかし、上段部分について今現在、人権生活環境部の中の多文化共生課というところで、多文化共生推進プランを策定して、誰もが住みやすいというふうな社会づくりに向けてのプラン策定を実施しているところです。

当然抜くのではなく、もう少しリンクした多文化共生推進プランとリンクした施策としていきたいと考えています。

当然人権施策総合計画が上下ではないんですけども、これが基礎になって、

市の人権に関するプラン策定が策定されていくということですので、リンクしながら、今後検討していったここに反映していきたいと思います。

会長：

皆さんからの何かご意見、今、まあこれ協議中だということなので、特にこういう点をしっかりと議論をして欲しいとかいうご意見があれば、大事な機会なので、事務局の方にお伝えしておけばいいと思うんですが、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：

多分あのソフト面に関しては、誰もが住みやすい、住みよいまちづくりの推進というのは消すべきではないと思うし、それが大事だと思いますが、ハードに関しては、やはり多言語での情報発信っていうのはかなり必要ですし、そこも外すとちょっとまずいと思います。ただ、道路とか交通機関などの標識って、多分訴えても変わらないですよ。例えば止まれって書いてあるのに、そうこれを漢字じゃなくってひらがなの「とまれ」となればいいのかとか、一方通行なんかも標識に漢字で表記してあるのを漢字じゃない形にする方がいいとか、多言語は絶対無理だけど、ふりがなをふるとか、そんな話を警察の方とかにしたこともありますけど、でも全国的なことなので変わらないかなとは、変わればいいんですけどもね。

誰もが分かりやすい言葉に漢字じゃなくてひらがなを使う、読みやすい言語を使うというのは大事なかなとは思いますが、伊賀市として、じゃあできるかってなかなか難しいところがあるので、伊賀市としてはできるところは、必要なところは多言語表記するとか、やさしい日本語表記するとかそういうのは市役所の中とか、大分できてはいるとは思いますが、必要かなとは思っているので、国レベルと伊賀市レベルのところで、伊賀市レベルとしてできるところは、残しておいてほしいなと思います。

必ずソフト面に関してははい、誰もが住みよいまちづくりって、これ外国人だけじゃなくて皆ですけどね。必ず欲しいことだと思います。以上です。

会長：

はい、ありがとうございました。

特にね、ユニバーサルデザインみたいな言い方もあるわけで、国も含めてね、やっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと思いますね。

委員：

今言われた中にはハード面もしかりだと思っんですけども、避難場所等々については、各隣保館やとかいろんなところで、日本語以外の外国の言葉で「ここは緊急の避難場所ですよ」という表明はかなり行政の方でやってくれてるし、私らは何だかんだ言っても、その外国人との交流があまりにも少ないがゆえに、そのことに気がつかないっていうところが多々あります。

けれども、小中学校の先生方とお話する中、子どもたちは日本語を覚えるのが早くて、お父ちゃんとお母ちゃんがなかなか覚えられないんやけど、その子どもを通訳にいろいろ教えてもらって、保護者に発信してもらえる。で、ここが避難場所ですよって子どもから聞いて先生がこうして教えていくっていうのは、避難場所をそうして行政がいち早く関わっているっていうところが、多々あるもんで、そのことをもう少し多くの場所につけていただいたら、外国人もすごくわかりやすいんやないかなというふうに思っていますもんで、それでももう少しさしていただけたら非常にありがたいなと。

会長：

法務省の外国籍住民調査というのを初めて実施して結果を公表してるわけですけども、住宅を探す際に、外国人であることを理由に仲介してもらえなかったとか、入居を断られたとか、仕事を探す際に外国人であるということを理由に雇ってもらえなかったとか、条件が不当に日本人と比べて、悪い条件が提示されたとか、侮辱されたとか、誹謗中傷されるっていう経験を多くのこの国に住む外国籍の人が持っているとか、この5年以内のデータがあったと思いますが、しっかりと住民のニーズをつかむことを踏まえて行政指針や推進プランが作られていく必要があると思うので、改めてやる調査も大事ですけども、既存のデータを新しいものを作る際に参考にすることというのはできると思うんで、困っているところは結構共通している部分があると思うので、そういうことも含めて110ページのところの中身を充実してほしいなと、ありがとうございました。それでは。

委員：

すいません1点だけ。

会長：

どうぞ。

委員：

この「誰もが住みよいまちづくりの推進」ですが、道路標示もね、これは世界共通のものであって、皆さんご存知と思いますが、公共施設の中へ入ってきたら、看板の案内とかね、多言語のやつを表示したりしてるとこもありますので、それを増やすのはよいかなと思います。

ただ、道路沿いのところの交通標示とか案内標示は、どうしても自転車乗ってガーンあたりたり、また高さの制限はありますけども、かなり前が見にくいことがあります。視野がね、だいたい道路にも普通の道であれば550cm、建築現場は5メートル、だいたい5メートル×5メートル、25平米の中で自転車でも見やすいような間隔とっているんです、あまりその中に標識とかいろんなものが、屋外広告とかでてきたらね見にくい、老朽化してきたらね台風とか近年多いですやろ。それが落下してきて刺さるとか落ちるとかね、維持管理っていうのはなかなかできにくいわけです。どこにおいても官であっても民であってもそういうことも考えたらね、外国人の方には世界共通の交通標識を頭に入れてもうて、各施設には多言語で表示するとかね、我々も防火訓練やりましたけども、まだ本格的にはやれてない状態です。外国人も、高齢者も皆集めてリアカーで移動したりね、表示もやったりやります。徐々にこれやっていったらええかと思います。

僕、頭から否定はしません。しませんけども総合的に考えて、道路の標識はいっぱい繋げて出すよりも、その方がベターかなと思います。

会長：

はい、もちろんね情報が増えることによって、違う問題が起こるということはいけないと思うわけですけども、やはり同じ地域に住んでいる人たちがどうすれば暮らしやすくなるのか、どうすれば便利になるのか、そこに多数の意見が尊重されて、少数の意見が置いていかれることが無いように、しっかりと声を聞いて取り組みを進めていこうというのがここの趣旨ですので、そういった、今委員ご指摘のことには十分注意をしながら、しっかりとできるところから進めていくことが大事になってくると思います。

それでは、ご提案のとおり取り扱いますので、現課と意見を調整していただけるようにお願いします。

続いて事務局からご説明をお願いします。

事務局：

すいません、事務局の方からですね、委員の皆様特にご意見等頂戴したい部分は以上です。

会長：

第1項のところ削除をしたところ、そして改定をしたところ、それと調整をしているところという形で今状況の説明があったと思うんで、全体についても何かございましたら、はい、よろしいですか。

それでは、はいどうぞ。

委員：

第3章のこといいですか。

会長：

はい結構です。

委員：

はい、すいません。

はい。第3章のところのまず、外国人のところですか。108ページ。

会長：

108ページ、はいどうぞ。

委員：

1番下のところ下の段の3行ですけど、はい「我が国における在留外国人の数は年々増加し」というところですけど、ここ、あの古い、数字が古いので、2016年とあと本市においても2017年、これ新しく今総人口の6.3%になってます。

あと109ページの具体的な取り組みの中の1、1の①ですね、事業概要の「在日韓国・朝鮮人や南米日系人等の外国人が日本に暮らすようになった・・・」で削除されていますが、ここは、どうして削除したのかなって思ったんです。多文化共生の講義をするときに、必ず入る項目なんです。

在日韓国・朝鮮人の方は、戦前から来られててって、そういう話だけになるんですけども、ずっと長く日本に住んでいる人たちですよっていう話なんです、南米日系人の外国人の人が日本に暮らして30年になるんですけど、もっとか、平成2年からですから、はい、もっとですね。なるんですけども、なぜ来たのかっていうところから入らないと、なぜ伊賀に多いのかという話に繋がらないんですよ。

なぜ多いかっていうのが、その社会的背景に関わってきているので、ここ

をなくすと、知らない人が多いんですよ。なんているんやろうっていう、何しに来てるんやろう、なんで伊賀に住んでるんやろうっていうことを疑問に思っている方が多いので、最初のとっかかりとして彼らを理解してもらうためにはすごく必要な項目だと思っています。

後、もう1点この3章に関してなんですけど、110ページのところの2の社会生活を支援のところ、③のところですね。「生活情報の提供や相談窓口の充実」のところ、「また、AI翻訳を活用し」っていうところがあるんですけど、AI翻訳っていうのは非常にばらつきがある。ものによって、例えば皆さんよく使われるGoogle翻訳はあまり確実ではありません。まだいいのは、国が作ったVoiceTraの方がまだ正しいというか、必ず正しいとは言えないんですけど、AIの翻訳使うのはその国の言葉を知らない人が使うと危険性がかなりあります。

この前も外国人の防災の、今、防災教室というリーダーコースをやっているんですけど、それを消防署の人がGoogle翻訳を使って訳してあったんですね。救急の対応のところのマニュアルを。それを読んだときに「え？」って思ったんで。意味がわからない。で、これ多分Google翻訳使ったなってわかるんですけど、危険性がかなりあるので、まだここに載せていいほどAIの翻訳の質が上がっていません。選ばないと駄目だし、必ずチェックが、ネイティブチェックが欲しいですね。もし翻訳したとしてもそういうのがちょっとあるので、ちょっと怖いと思いました。

会長：

ありがとうございます。非常に大事なご意見3点、ちょっと事務局の方からお答えしてください。まず数字の。

事務局：

はい、申し訳ございません。

一つ目の数字です。前回の3次計画の時の数字がそのまま残っているの、ここは最新のデータに更新します。

それから2つ目、ご意見いただきました具体的取り組みの1の①のところ、在日韓国・朝鮮人、南米日系人等というところが非常に重要、過去の歴史的な経過や、理解をしていただく上では必要だっというご意見をいただきましたので、所管の部署と協議させていただきながら、そういった方向で改めます。

それから、3つ目のAI翻訳、ちょっと私どももAI翻訳というだけでほぼ一律な性能があると考えておりましたので、今の状況もお聞かせしていた

できましたので、検討したいと思います。ありがとうございます。

会長：

よろしいですか。

委員：

はい。

会長：

はい、ありがとうございます。

それぞれ当事者の方々からの意見というのは大事だと思うので、もし他にございましたら、よろしいですか。

前回審議会において各、今申し上げたような、委員の皆さんから特に当事者の立場でご意見をいただいていたわけでありましてけれども、第4次の人権施策として反映した上で、個別に、できれば当事者の皆さんからご意見を丁寧に聞いてですね、この審議会で議論できる時間というのが限られているということも含めてですね。提案をいただいたと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

事務局：

はい、ただいま委員からも数々御意見をいただいたように、この計画の中間案答申をいただくべく、これまで3回にわたって、今日4回目審議会の中でご審議いただきましたが、特に第3章本文や具体的な事業について、まだまだ当事者の方からのご意見等が反映しきれていないということが、今日ご意見をいただく中でもわかってきましたので、再度またご意見をいただく、お伺いする等によって、精査をする必要があると考えます。

また、人権課題別の施策等についても、今後5年間の計画を見通したものとするために、事業担当の所属との調整を行いまして、さらに修正を加えていく必要があると考えております。このようなことから、精査等に一定の期間を頂戴したいと思います。本年度の第1回目4月の審議会で、皆様に本計画の策定までのスケジュールを提示させていただきましたが、その工程について、その期間を含めて少し変更したいと事務局としては考えています。併せて説明します。

新たに事務局の方で考えているスケジュール案の資料をお配りさせていただいて説明させていただきます。

会長：

はい、人権の施策ですから、障がい者の問題を議論するときに、障がい者の意見を聞かずに、その障がいのない人達だけで議論するってのはおかしいように、女性差別をなくする議論するときに、男性ばかりで議論するのはおかしいように、人権の向こう5年の取り組みを考えると、出来る限り当事者の皆さんの意見をしっかりと、この計画に可能な部分反映させていこうという、こういう事務局の決意のあらわれでございます。

当初予定していたスケジュールを、少しまあちょっと延ばすということで、意見を聞き取る機会を作ろうということだと思うので、説明をお願いします。

事務局：

はい、失礼します。資料4をご覧ください。

当初のスケジュールですと、本日の審議会において中間案をまとめた上で、市の施策の最高決定機関である総合政策会議に諮った上で、パブリックコメントの募集に向けて、伊賀市議会に説明をする予定となっていました。

その上で、そのパブリックコメントによる意見の提案などを検討した上で、1月の審議会で最終案の答申をいただく、という予定で進めてきましたが、先ほど説明させていただいたとおり、現在の中間案に当事者からのご意見を頂戴して反映をさせていくということ、また庁内部署との調整にもう少し時間を頂戴して、この案の精査をしたいと考えています。

については精査や当事者からのご意見を頂戴する期間を11月～12月にかけて2ヵ月頂戴して、1月に中間案の本文の審議をいただき、それをもって2月に市の最高決定機関の総合政策会議がありまして、伊賀市議会に説明をさせていただくという形で進めてまいりたいと考えております。

その後パブリックコメントを3月に募集したいと考えており、そのパブリックコメントについて検討を行い、4月の末にまた当審議会をお願いして、その審議会最終案の審議と答申を頂戴したいと考えます。以上です。

委員の皆様には大変ご心配とご苦勞をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

事務局：

はい、本日説明をさせていただきました第3章、その他の部分、それから第1章、第2章を含めたこの現状、この第4次計画の中間案について、本日以降ですね、またご覧いただいた中で、ご意見等ございましたら、できましたら11月の中旬頃までに事務局の方へご連絡をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

会長：

はい、ありがとうございました。

この点について特にございませんでしょうか。とりあえず11月の中旬目途というご提案ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

他に何かなければ、事項2のその他に移りたいと思います。事務局の方からよろしくお願います。

事務局：

特に事務局の方からはございません。

会長：

わかりました。それでは本日の議事につきましては以上でございます。委員の皆様には大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。

さらに計画をブラッシュアップしてまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

それではマイクを事務局へお戻しします。

事務局：

円滑な議事進行ありがとうございました。

それでは次回の審議会の日程の調整をさせていただきたいと思います。

はい。はい、予定の方も確認いただく部分もあるかと思しますので、もう一度事務局の方でも検討して、改めてご連絡を差し上げるということによろしいでしょうか。

はい、調整させていただいた後、次5回目の会議の通知につきましてまた改めてご案内をさせていただきたいと思います。

なお、11月1日からですね、新たに、新たな委員さんをご就任いただく団体については事務局から新委員様にご連絡を差し上げます。

そして、資料は通知の後、完成次第送らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、最後に部長から終わりのご挨拶を行います。

事務局：

部長挨拶。